

重要事項説明書

(令和7年9月1日現在)

「遊心苑訪問リハビリテーション事業所のご案内」

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所の名称	遊心苑訪問リハビリテーション事業所
開設年月日	平成17年7月1日
事業所の所在地	秋田市添川字境内川原196番地1
介護保険指定番号	0570112656号
管理者氏名	阿部 徹
電話番号	018 - 831 - 3666
ファクシミリ番号	018 - 831 - 3560
通常の事業の実施地域	秋田市内（泉、保戸野、中通、手形、檜山、添川、広面、太平、山王、横森、大町、外旭川、土崎、千秋、飯島、南通、八橋、川元、濁川、将軍野、旭川、桜、東通、上新城、柳田）

(2) 訪問リハビリテーション事業所の目的と運営方針

訪問リハビリテーション事業所は、居宅で療養をしている要介護者（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援者）の方の要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）の軽減もしくは悪化の防止または要介護となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行います。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

[遊心苑訪問リハビリテーション事業所の運営方針]

- ・ 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・ 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター、居宅（介護予防）支援事業者、居宅（介護予防）サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健、医療または福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(3) 事業所の職員体制

(単位：人)

	常 勤		非 常 勤		常勤換算 後の人数	合 計	資 格
	専従	兼務	専従	兼務			
管理者		1				1	医 師
作業療法士		2			1	2	

(4) 営業時間

営業日	土・日，年末年始（12/31～1/3）を除く毎日
営業時間	午後1時15分～午後5時

2. サービス内容

- (1) 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービス計画の立案
- (2) 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービス計画の実施

3. 契約の解除

利用者および扶養者または身元引受人は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅（介護予防）サービス計画に関らず、利用契約を解除・終了することができます。なお、この場合、利用者および扶養者または身元引受人は、速やかに当事業所および利用者の居宅（介護予防）サービス計画作成者に連絡するものとします。

ただし、利用者が正当な理由なく、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則として、基本料金およびその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

また、当事業所は、利用者および扶養者または身元引受人に対し、次に掲げる場合には利用契約を解除・終了することができます。

- (1) 利用者が要介護（要支援）認定において自立と認定された場合
- (2) 利用者の居宅（介護予防）サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- (3) 利用者の病状，心身状態が著しく悪化し、当事業所での適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を超えると判断された場合
- (4) 利用者が死亡した場合
- (5) 利用者および扶養者または身元引受人が、本契約に定める利用料金を3ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにも関わらず14日以内に支払わない場合
- (6) 利用者および扶養者または身元引受人が、当事業所，当事業所の職員に対して、利用継続が困難となる程度の迷惑行為・背信行為または反社会的行為を行った場合
- (7) 天災，災害，施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合

4. 秘密の保持および個人情報の保護

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者および扶養者または身元引受人もしくはその家族等に関する個人情報の利用目的を利用契約書〔別紙2〕（個人情報の利用目的）のとおり定め、適切に取り扱います。また、正

当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供（医療情報を含む）を行うこととします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡，照会等
- (2) 居宅（介護予防）支援事業所等との連携
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- (4) 利用者に病状の急変や通常の診療等、外部の受診が生じた場合、その医療機関もしくは主治の医師への連絡等
- (5) 生命・身体保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

上記の各事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

5. サービス提供記録の開示

当事業所は、希望される利用者に対してサービス提供記録を開示します。サービス提供記録の開示を希望される方は、職員にお申し出下さい。

6. 虐待の防止

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること
- (3) 職員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置くこと

7. 感染症の予防及びまん延防止

当事業所は、感染症の発生とまん延を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること
- (2) 感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること
- (3) 職員に対し感染症及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること

8. 業務継続計画

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、居宅介護（介護予防）支援の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

<サービス利用者>

住 所 _____

氏 名 _____

<扶養者または身元引受人（連帯保証人）>

住 所 _____

氏 名 _____